

令和5年度介護に関する入門的研修事業業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、茨城県が実施する「介護に関する入門的研修事業」（以下、入門的研修事業という。）業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

入門的研修事業は、これまで介護との関わりがなかった者などが、介護に関する基本的な知識を身につけ、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施することによって、介護の業務に携わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

(2) 研修対象者

入門的研修事業の対象者は、原則として県内に居住し、介護分野への就労その他介護の実践に興味、関心のある者等とする。

(3) 委託業務の主な内容

- ①受講者の募集及び取りまとめ
- ②入門的研修（基礎講座及び入門講座）の実施
- ③修了証明書の交付
- ④入門的研修修了者名簿の作成
- ⑤介護施設への就労へ向けた支援

（詳細は、別添「令和5年度介護に関する入門的研修事業業務委託仕様書」のとおり）

3 委託期間

契約締結日～令和6年3月31日まで

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1)茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。

5 委託料

4,106,500 円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 令和 5 年度介護に関する入門的研修事業業務委託応募申請書（様式第 1 号）
- ② 令和 5 年度介護に関する入門的研修事業業務委託企画提案書（様式第 2 号）
- ③ 令和 5 年度介護に関する入門的研修事業業務委託経費積算書（様式第 3 号）
- ④ 応募資格等確認用書類 ※証明書等は、申請日前 3 月以内に交付されたものとする。
 - ア 応募資格誓約書（様式第 4 号）
 - イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
 - エ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑤ 事業実績書（様式第 5 号）
- ⑥ その他提案事業の参考となる資料（様式第 6 号）
- ⑦ 会社等概要書（様式第 7 号）

(2) 提出部数及び提出方法

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和 5 年 9 月 8 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉政策課 福祉人材確保室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3197 F A X：029-301-3179

E-mail：fukushi8 @pref. ibaraki. lg. jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・ 企画提案は、1 法人につき 1 件とする。
- ・ 提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。

- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付及び回答

本要領は仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月5日（火） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉政策課福祉人材確保室担当宛に提出すること。

E-mail : fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX : 029-301-3179

(3) 提出書類

質問書（様式第9号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。
- ③企画提案提出者は、当該提案について必要に応じてプレゼンテーションを行う。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
全体構成・ 企画力	・介護人材の現状について十分理解しているか。
	・業務目的を十分に理解した提案となっているか。
	・研修内容は、研修効果を高めるための工夫をしているか。
	・研修修了者を就労まで結び付けるための工夫をしているか。

	・積算は妥当なものか。(費用対効果は適切か)
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。
	・研修受講者数を1回あたり概ね50名集めることは可能か。
	・同種、類似業務の実績はあるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

事業の成果は茨城県に帰属する。